

被扶養者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、健康保険法第3条第7項の規定による被扶養者の認定について具体的事項を定めることを目的とする。

(被扶養者の範囲)

第2条 被扶養者の範囲は次のとおりとする。

- 1 主として被保険者により生計を維持する次の者。
 - (イ) 直系尊属（養父母を含む）
 - (ロ) 配偶者（内縁を含む）
 - (ハ) 子（養子を含む）
 - (ニ) 孫
 - (ホ) 兄弟姉妹
- 2 被保険者と同一の世帯に属し主としてその被保険者により生計を維持する次の者。
 - (イ) 被保険者の三親等内の親族。
 - (ロ) 内縁の配偶者の父母及び子。
 - (ハ) 内縁の配偶者の死亡後に、引き続き同一の世帯に属しているその父母及び子。

(認定の基準)

第3条 「主として被保険者により生計を維持する者」とは、常態として継続してその生計費の半分以上を被保険者が負担していなければ、被扶養者となるべき生計維持関係はないものとみなす。

(認定の収入基準及び例外事項)

第4条 被扶養者となれる収入の基準は次のとおりとする。

- 1 被扶養者としての届出に関する者（以下「認定対象者」という。）が被保険者と同一世帯に属する場合。
 - (イ) 認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の半分未満である場合。
 - (ロ) 前記（イ）に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているとして認められる場合。
- 2 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合。

認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者からの援助による

収入額より少ない場合。

- 3 認定対象者が60歳以上の者、又は障害厚生年金を受給できる程度の障害者である場合は前記1、2において130万円を180万円とする。
- 4 前記1、2、3に該当する場合にあっても、被扶養者の人数と生計維持・扶養能力などから、社会通念からみて妥当性があるかどうか組合で判断する。

(同一世帯の定義)

第5条 「同一世帯に属する」とは住居及び家計を共にする義であり、住居を共にするとは常態として継続的に同一家屋内において生活していることをいい、家計とは一家の生計を維持するために行なわれる家庭経済の単位をいう。

(年間収入の定義)

第6条 年間収入とは、勤労収入（パート・アルバイト・フリーター・内職収入等含む）のほか事業収入（自営・農林水産・畜産・小売・不動産賃貸業等）、利子配当所得、或いは年金、恩給、雇用保険金、傷病・出産手当金、相続・贈与、原稿料など生活費に充当できる全ての税金控除前の収入額の合計額をいう。なお、事業収入とは、その事業に直接要した必要経費を控除した額をいう。

(被保険者の帰属)

第7条 同一家族内に扶養能力のある者が2人以上ある場合には、優先順位による扶養義務、収入の多寡、家族内の地位等によって家計の主体となる者を判定し、原則としてその者に被扶養者を集中させる。

- 2 夫婦共同扶養の場合は、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として、年間収入（当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下同じ。）の多い方の被扶養者とする。

なお、育児休業等を取得するときは、収入がなくなることから扶養の異動を行うものとする。

- 3 夫婦双方の年間収入が同程度（多い方のその額のおおむね一割以内である場合）である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

(扶養に関する事実の立証義務)

第8条 被保険者は認定を受けようとする家族が被扶養者の要件に該当することを書類をもって立証しなければならない。

- (1) 被保険者との親族関係
- (2) 生計維持の関係
- (3) 第2条第2項該当者については同居の関係

2 満18歳（高校生は除く）以上の通常就業年齢にある者については、就業ができない事情または就業していない旨の事実を立証しなければならない。

- (1) 学生の場合 — 在学証明書または学生証（写）
- (2) 病気の場合 — 医師の診断書または証明書
- (3) 身体障害の場合 — 身体障害者手帳（写）或いは医師の診断書または証明書
- (4) 無職、又は低収入の場合 — 無職、又は年間収入を証明できる書類

3 被保険者とは異なる核家族の構成員であって、被保険者とは世帯を異にしている家族については次の事情または事実を立証しなければならない。

- (1) 送金を証明するもの。
- (2) 扶養義務の先順者または同順者があるときは、それらの者に扶養能力がないか、又は扶養できない事情或いは扶養していない旨の事実。

（届出）

第9条 被扶養者の住所もしくは氏名変更の場合、または就職、婚姻、離婚、死亡、卒業等で扶養事実消滅の場合は、被保険者は延滞なく被扶養者異動届を提出しなければならない。

2 前項後段の届出を怠ったために生じた異動後の給付は、被保険者が負担しなければならない。

（資格の取消）

第10条 被扶養者が事実に相違した申請をなし、被扶養者の認定を受けたことが判明したときは、被扶養者の資格を取消、既に支給した給付があった時は、その全部又は一部を徴収する。

（再審査）

第11条 被扶養者の認定に不服のある者は再審査を請求することができる。再審査の請求があった時は、理事会において審議裁定する。

（認定の効力）

第12条 認定の効力は認定のあった日より発生する。ただし出生はその事実の発生した日、死亡はその事実の発生した日の翌日に遡及することとする。

なお、届出の事由が発生した日から14日以内に届出の要件を満たした場合には、その発生した日を認定日として遡及することができるものとする。

（認定適否の再確認）

第13条 被扶養者の再確認は、被保険者証の検認時期（毎年7～9月頃）に合わせて毎年実施する。

2 勤労所得者以外の被扶養者は、前年度の年間収入・その他立証等の認定条件を確認した上

で、原則としてこの時期に増・減の異動を行う。

附 則

この認定基準は、平成18年4月1日から施行する。

この認定基準は、平成28年10月1日から施行する。